

# 優良業者への優遇措置基準

制定 平成21年7月31日  
総務部長決定

## (趣旨)

第1条 この基準は、豊島区が締結した工事請負契約の相手方(以下「工事請負者」という。)に対し、区長が、豊島区請負工事成績評定要綱(平成20年4月1日決定。以下「要綱」という。)第3条に規定する工事成績評定表の評定結果(以下「工事成績評定」という。)に基づき、入札参加優遇措置(以下「優遇措置」という。)及び優遇措置に伴う公表を行う場合の基準を定めるものとする。

## (工事成績評価)

第2条 この基準において、工事成績評定に基づく工事成績評価(以下「評価」という。)は次表のとおりとする。

総評定点	評価	区分
80点以上	A	優良
70点～79点	B	良好
60点～69点	C	普通
50点～59点	D	やや不良
49点以下	E	不良

## (入札参加優遇措置)

第3条 契約課長は、A又はBに該当する評価をその工事を施工した工事請負者が受けたときは、以下の各号に該当する優遇措置をすることができる。

- (1) A評価の工事を1回行くと、評価を受けた業種のみ当該工事請負者の入札参加業者資格審査基準(共同運営格付け)で定められた等級よりも1ランク上の工事まで入札参加を認める。
- (2) B評価の工事を1回行った場合、70点～74点は加点1とし、75点～79点は加点2とする。加点の累積が、評価を受けた業種について3となった場合は、当該業種の入札参加業者資格審査基準(共同運営格付け)で定められた等級よりも1ランク上の工事まで入札参加を認める。加点の累積期間は当該年度を含めて3か年度とする。
- 2 前項各号の優遇措置期間は、第6条に規定する通知をした日から12ヶ月間とする。
- 3 豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱(平成20年8月1日決定)に基づく指名

停止又は他の工事においてD又はEに該当する評価を受けたときは、その時点で当該優遇措置は終了するものとする。

#### **(成績優良企業の公表)**

第4条 契約課長は、工事請負者が前条第1項における優遇措置を受けた場合には、豊島区ホームページに当該工事請負者を成績優良企業として速やかに公表する。

2 公表する期間は、公表をした日から12ヶ月間とする。

3 前条第3項の規定に該当するものは公表しない。また、既に公表している場合には公表を取り消すものとする。

#### **(委員会への報告)**

第5条 契約課長は、優遇措置をする場合には、豊島区指名業者選定委員会(昭和56年1月19日区長決裁)に報告しなければならない。

#### **(工事請負者への通知)**

第6条 区長は、工事請負者に対し、優遇措置を行う場合は、文書により当該工事請負者にその旨を通知しなければならない。優遇措置の通知は第4条第1項に規定する公表する日以前に行うものとする。

#### **(共同企業体に対する適用の特例)**

第7条 豊島区特定建設工事共同企業体の取扱いに関する要綱(平成20年3月28日決定)に規定する建設共同企業体(以下「共同企業体」という。)の施工に係わる工事成績評定については、当該共同企業体の各構成員の工事成績評定とみなしてこの基準の規定を適用する。

#### **(その他)**

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### **附 則**

1 この基準は、平成21年9月1日から施行し、平成20年度以降の発注工事より適用する。